

# JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2024年4月1日改定)

掲載日 2024年3月1日

■JP BANK JCB カード会員規定 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(次条第1項で「<u>家族カード</u>」として定義されるものをいいます。以下本条において同じとします。)を<b>使用</b>して、本規定に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング<b>及び金融サービス</b>(キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払いをいいます。以下同じとします。))並びに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部又は一部をいいます。以下同じとします。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、第44条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5. 本会員と家族会員を<b>併せて</b>会員といいます。</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(次条第1項に定めるものをいいます。<b>以下本条において同じとします。</b>)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。</p> <p>8 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>1~2 (同左)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(次条第1項で<b>定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいい、当該カードのカード番号を含むものとします。</b>以下同じとします。)を<b>利用</b>して、本規定に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング<b>利用(第22条に定めるものをいいます。以下同じとします。))</b>、キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払い(<b>以下これらを総称して「金融サービス」といいます。</b>)並びに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部又は一部をいいます。<b>また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用又は金融サービスの利用等をする行為を含みます。</b>以下同じとします。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、第44条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5. 本会員と家族会員を<b>総称して</b>会員といいます。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(次条第1項に定めるものをいいます。)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。</p> <p>8 (同左)</p>
<p>第2条 (カードの貸与及びカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。<b>また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。</b>)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>2. カードの<b>表面には会員氏名、会員番号及びカードの有効期限等(以下「会員番号等」といいます。))</b>が表示されています。また、<b>カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」といいます。))</b>が表示されています。<b>とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用(第22条に定めるものをいいます。以下同じとします。))</b>をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p> <p>3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡若しくは担保提供すること、又はカード情報を預託し若しくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>第2条 (カードの貸与及びカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれた<b>ICカード</b>(以下「ICカード」といいます。)を含みます。会員は、カード(<b>ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除きます。</b>)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>2. カードの<b>券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部又は一部</b>が表示されています。  <b>(1)会員の氏名</b>  <b>(2)カード番号及びカードの有効期限(以下総称して「カード番号等」といいます。))</b>  <b>(3)セキュリティコード(カード裏面に印字される場合には、署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数値のうち下3桁又は「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいいます。カード番号等とセキュリティコードを総称して「カード情報」といいます。))</b>  <b>非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部又は一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</b></p> <p>3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び<b>カード情報</b>を利用し管理しなければなりません。また、<b>カード及びカード情報</b>は、会員本人以外には利用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡若しくは担保提供すること、又は<b>カード情報</b>を預託し若しくは使用させることを一切してはな</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
	りません。
<p>第3条（カードの再発行）</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、<u>会員番号</u>の変更ができるものとします。</p>	<p>第3条（カードの再発行）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、<u>カード番号及びセキュリティコード</u>の変更ができるものとします。</p>
<p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や<u>会員番号</u>等を確認できないETCカード等又はモバイル端末等は含まれません。以下本項において同じとします。）をサービス提供会社若しくは加盟店等に提示することを求められる場合又は加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB又はサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 当行、JCB又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB又はサービス提供会社は付帯サービス及びその内容を変更することがあります。</p>	<p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や<u>カード番号</u>等を確認できないETCカード等又はモバイル端末等は含まれません。以下本項において同じとします。）をサービス提供会社若しくは加盟店等に提示することを求められる場合又は加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB又はサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p> <p>4. <u>会員は、両社が認める場合、両社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「My JCB」及び「My Jチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じとします。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時又は入会后遅滞なく、両社が別途定める規定に同意の上、「My JCB」及び「My Jチェック」に登録するための両社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u></p> <p>5. 当行、JCB又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB又はサービス提供会社は付帯サービス及びその内容を変更することがあります。</p>
<p>第6条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、カード<u>上</u>に表示された年月の末日までとします。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第6条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、カードの<u>券面又は会員本人のみが閲覧できる画面等</u>に表示された年月（以下「有効期限月」といいます。）の末日までとします。</p> <p>2 （略）</p>
<p>第7条（暗証番号）</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 会員は、暗証番号を新規登録又は変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号<u>利用</u>を避けるものとします。推測されやすい番号等を<u>利用</u>したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと認め、その利用代金はすべて本会員の負担とします。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第7条（暗証番号）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2. 会員は、暗証番号を新規登録又は変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の<u>使用</u>を避けるものとします。推測されやすい番号等を<u>使用</u>したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと認め、その利用代金はすべて本会員の負担とします。<u>ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意又は過失が存在しない場合には、この限りではありません。</u></p> <p>3 （同左）</p>
<p>第8条（年会費）</p> <p>1. 本会員は、有効期限月（<u>カード上に表示された年月の月をいいます。</u>）の3か月後の月の約定支払日（ただし、入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知又は公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行又はJCBの責に帰すべき事由によらない退会又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第8条（年会費）</p> <p>1. 本会員は、有効期限月の3か月後の月の<u>第33条に定める</u>約定支払日（ただし、入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知又は公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行又はJCBの責に帰すべき事由によらない退会又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> <p>2 （同左）</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、<u>Eメールアドレス</u>等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。<u>また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u></p> <p>2～3 （同左）</p>
<p>第10条（会員区分の変更）</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の<u>申し出</u>があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第7条第1項を準用するものとします。</p> <p>3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。</p>	<p>第10条（会員区分の変更）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の<u>申し出</u>があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第7条第1項を準用するものとします。</p> <p>3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無、手数料率、<u>付帯サービスの内容・条件その他</u>の条件が新たに適用されます。また、家族会員の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。</p>
<p>第11条（取引時確認等）</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいいます。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの<u>利用</u>を制限すること又は会員資格を喪失させることがあります。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第11条（取引時確認等）</p> <p>1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいいます。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カード利用を制限すること又は会員資格を喪失させることがあります。</p> <p>2. <u>両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告又は届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶又は遅延してはならないものとします。</u></p>
<p>第11条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員及び入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下<u>この項及び第44条第4項(6)において</u>、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第40条第1項(10)の規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第44条第4項(6)及び(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>第11条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員及び入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」といいます。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規定に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、<u>会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第40条第1項(10)及び同条第2項なお書き</u>の規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第44条第4項(6)及び(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p> <p>3～4 （同左）</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
(新設)	<p><b>第11条の3 (マネー・ローンダリング等の禁止)</b></p> <p><u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含みま</u> <u>す。)に対して資金供与等を行うこと又は経済制裁関係法令その他の法令</u> <u>若しくは国際的な規制に抵触する行為(以下これらを総称して「マネー・</u> <u>ローンダリング等」といいます。)を遂行する目的で、又はマネー・ローン</u> <u>ダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものと</u> <u>します。</u></p>
<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下の目的のために、前号①から⑤まで及び⑨の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付又は本号④に定める営業案内について当行又はJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規定末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当行若しくはJCB又は両社のクレジットカード事業その他の当行若しくはJCB又は両社の事業(当行又はJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」といいます。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査及び会員等の親族との取引上の判断を含みます。)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2章 個人情報の取扱い</p> <p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 以下の目的のために、前号①から⑤まで及び⑨の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付又は本号④に定める営業案内について当行又はJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申出は本規定末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 当行若しくはJCB又は両社のクレジットカード事業その他の当行若しくはJCB又は両社の事業(当行又はJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」といいます。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査及び会員等の<u>家族又は親族</u>との取引上の判断を含みます。)</p> <p>③～⑤ (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第14条 (個人信用情報機関の利用及び登録)</p> <p>1. 本会員及び本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」といいます。)は、当行又はJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者等・包括信用購入あっせん業者(以下「加盟会員」といいます。))に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下のとおり同意します。</p> <p>(1) 両社が自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り、)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。))及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。))に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、及び本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じとします。)が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第14条 (個人信用情報機関の利用及び登録)</p> <p>1. 本会員及び本会員として入会を申し込まれた方(以下総称して「本会員等」といいます。)は、当行又はJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者等・包括信用購入あっせん業者(以下「加盟会員」といいます。))に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下のとおり同意します。</p> <p>(1) 両社が自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り、)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。))及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。))に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、及び本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じとします。)が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第15条 (個人情報の開示、訂正、削除)</p> <p>1. 会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社及び加盟個人信用情報機関に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第15条 (個人情報の開示、訂正、削除)</p> <p>1. 会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社及び加盟個人信用情報機関に対して、当該会社及び機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
2 (略)	2 (同左)
<p>第17条 (契約不成立時及び退会後の個人情報の利用)</p> <p>1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的 (ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び同④に定める当行、JCB又は加盟店等の営業案内等を除きます。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第17条 (契約不成立時及び退会後の個人情報の利用)</p> <p>1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的 (ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付及び同④に定める当行、JCB又は加盟店等の営業案内等を除きます。) <b>及び第14条の定め</b>に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第19条 (利用可能枠)</p> <p>1~4 (略)</p> <p>5. 当行は、本会員からの<b>申し出</b>に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況及び本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの<b>申し出</b>の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p> <p>6 (略)</p> <p>7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国又は地域において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs (外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者及びその家族等として、同施行令において定められている者をいいます。以下同じとします。) に対して、カードの<b>利用</b>を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定<b>の</b>国等へ居住する場合又は外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>	<p>第19条 (利用可能枠)</p> <p>1~4 (同左)</p> <p>5. 当行は、本会員からの<b>申し出</b>に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況及び本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの<b>申し出</b>の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国又は地域 <b>(以下「特定国等」といいます。)</b>において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs (外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者及びその家族等として、同施行令において定められている者をいいます。以下同じとします。) に対して、カード利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合又は外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>
<p>第20条 (利用可能な金額)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. 第1条第8項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条<b>第5項</b>の適用を受ける場合は、前2項にかかわらず、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカード及び当該JCBカードに係る規定に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p> <p>4~5 (略)</p>	<p>第20条 (利用可能な金額)</p> <p>1~2 (同左)</p> <p>3. 第1条第8項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条<b>第6項</b>の適用を受ける場合は、前2項にかかわらず、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカード及び当該JCBカードに係る規定に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p> <p>4~5 (同左)</p>
<p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード<b>情報</b>等を送信若しくは通知する方法により、又は当該方法に加えてセキュリティコード若しくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示及び売上票への署名を省略することができます。</p> <p>4 (略)</p> <p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が<b>会員</b>番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<b>会員</b>番号等に変更があった場合又は退会若しくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会又は会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行又はJCBが会員に代わって当該変更、退会又は会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会又は会員資格喪失等</p>	<p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>1~2 (同左)</p> <p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード<b>番号</b>等を送信若しくは通知する方法により、又は当該方法に加えてセキュリティコード若しくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法<b>その他両社が別に定める方法</b>により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示及び売上票への署名を省略することができます。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が<b>カード</b>番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<b>カード</b>番号等に変更があった場合又は退会若しくは会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会又は会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行又はJCBが会員に代わって当該変更、退会又は会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会又は会員資格喪失等</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第44条第1項なお書き及び第44条第4項<u>なお書き</u>に従い、支払義務を負うものとします。</p> <p>6 (略)</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じとします。）が加盟店に提示又は通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行、JCB又はJCBの提携会社は次の各号の対応をとることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行、JCB又はJCBの提携会社が加盟店より依頼を受けた場合、会員の<u>会員</u>番号、氏名、住所、電話番号その他ショッピング利用の申込者が当該加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること。</p> <p>(3) 当行が、第三者によるカードの不正利用の可能性があると判断した場合、会員への事前通知なしにカードの<u>利用</u>を留保又は断ること。</p> <p>(4) 当行又はJCBが、ショッピング利用の申込者に対してセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力を求めること、及び申込者がセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合に会員によるカードの<u>利用</u>を一定期間制限すること。</p> <p><u>8. 当行は、約定支払額（第33条第1項に定めるものをいいます。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部又は一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況及び本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない」と判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。</u></p> <p>9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入し又は役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p> <p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第19条第2項に定めるものをいいます。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入、電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第44条第1項なお書き及び第44条第4項に従い、支払義務を負うものとします。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じとします。）が加盟店に提示又は通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行、JCB又はJCBの提携会社は次の各号の対応をとることができます。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当行、JCB又はJCBの提携会社が加盟店より依頼を受けた場合、会員の<u>カード</u>番号、氏名、住所、電話番号その他ショッピング利用の申込者が当該加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること。</p> <p>(3) 当行が、第三者によるカードの不正利用の可能性があると判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を留保又は断ること。</p> <p>(4) 当行又はJCBが、ショッピング利用の申込者に対してセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力<u>その他両社が別に定める操作</u>を求めること、及び申込者がセキュリティコード又はJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合に会員によるカード利用を一定期間制限すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入し又は役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p> <p>9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第19条第2項に定めるものをいいます。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入、電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>
<p>第23条（立替払いの委託）</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3. 第1項にかかわらず、当行が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当行、JCB、JCBの提携会社又はJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u></p>	<p>第23条（立替払いの委託）</p> <p>1～2 (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第24条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 前項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、シヨ</p>	<p>第24条（ショッピング利用代金の支払区分）</p> <p>1 (同左)</p> <p>2. 前項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、シヨ</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>ッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>ッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い又はショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、<u>一部の</u>電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p>
<p>第25条 (ショッピング利用代金の支払い)</p> <p>1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、<u>第22条</u>における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社又は加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、次項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第25条 (ショッピング利用代金の支払い)</p> <p>1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、<u>第23条</u>における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社又は加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、次項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第27条 (ショッピング分割払い)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項から前項までの規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月(1月及び8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める<u>債権譲渡又は立替払い</u>手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第27条 (ショッピング分割払い)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項から前項までの規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月(1月及び8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める立替払い手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p> <p>5 (同左)</p>
<p>第29条 (会員と加盟店との間の紛議等)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 前項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いに指定若しくは変更して購入した商品若しくは割賦販売法に定める指定権利又は提供を受けた役務(以下併せて「商品等」といいます。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障、<u>その他の瑕疵</u>があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第29条 (会員と加盟店との間の紛議等)</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3. 前項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いに指定若しくは変更して購入した商品若しくは割賦販売法に定める指定権利又は提供を受けた役務(以下<u>これらを総称して</u>「商品等」といいます。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障がある<u>など会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない</u>こと。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>4～7 (同左)</p>
<p>第30条 (キャッシング1回払い)</p> <p>1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」といいます。)又は現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)でカード及び登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシング1回払い」といいます。)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い<u>融資日</u>の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。</p>	<p>第30条 (キャッシング1回払い)</p> <p>1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」といいます。)又は現金自動預払機(以下「ATM」といいます。) <u>等</u>でカード及び登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシング1回払い」といいます。)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い<u>キャッシング日</u>の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借り入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」といいます。）について、第20条に定める金額の範囲内でのキャッシングリボ払い（第31条に定めるものをいいます。）へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い<b>利用日</b>の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。</p> <p><b>7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部又は一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況及び本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</b></p> <p>8. キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カード又はカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行又はJCBは以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行又はJCBが判断した場合、会員への事前通知なしにカード<b>の</b>利用を保留又は断る場合があります。</p>	<p>6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借り入れごとの元本全額（以下本項において「対象元本」といいます。）について、第20条に定める金額の範囲内でのキャッシングリボ払い（第31条に定めるものをいいます。）へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い<b>キャッシング日</b>の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>7. キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カード又はカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行又はJCBは以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行又はJCBが判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留又は断る場合があります。</p>
<p>第30条の2（海外キャッシング1回払い）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。</p> <p>4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い<b>融資日</b>(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1か月又は2か月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。なお、本会員は本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。</p> <p>5. 会員が海外キャッシング<b>1</b>回払いを利用する場合、前条第2項、第5項及び第6項は適用されません。</p> <p>6. 海外キャッシング<b>1</b>回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」といいます。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レート及び換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レート及び換算方法については、第33条第7項が適用されるものとします。</p> <p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM又は第3項に定める金融機関</p>	<p>第30条の2（海外キャッシング1回払い）</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関<b>やその他の店舗等</b>の窓口<b>等</b>において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。</p> <p>4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額及びキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い<b>キャッシング日</b>(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1か月又は2か月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。なお、本会員は本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額又は一部を随時支払うことができます。</p> <p>5. 会員が海外キャッシング<b>1</b>回払いを利用する場合、前条第2項、第5項及び第6項は適用されません。</p> <p>6. 海外キャッシング<b>1</b>回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」といいます。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レート及び換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レート及び換算方法については、第33条第7項が適用されるものとします。</p> <p>7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATM又は第3項に定める金融機関</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社又は金融機関等（以下総称して「ATM保有会社等」といいます。）と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第33条第7項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①提示通貨が日本円の場合 会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。</p> <p>②（略）</p>	<p>等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。）、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、又は当該意思を示した場合には、CD・ATM保有会社又は金融機関等（以下総称して「ATM保有会社等」といいます。）と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第33条第7項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①提示通貨が日本円の場合 会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。</p> <p>②（同左）</p>
<p>第31条（キャッシングリボ払い）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。</p> <p>(1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対してキャッシング日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日</p> <p>(2)（略）</p> <p>5～6（略）</p> <p><u>7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部又は一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況及び本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が通知する一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</u></p> <p>8. 第30条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p>	<p>第31条（キャッシングリボ払い）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。</p> <p>(1) 標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対してキャッシング日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日</p> <p>(2)（同左）</p> <p>5～6（同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>7. 第30条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p>
<p>第4章 お支払い方法その他</p> <p>第33条（約定支払日と自動払込み）</p> <p>1（略）</p> <p>2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動払込みをする場合、当行は<u>当行</u>通常貯金規定にかかわらず、通常貯金通帳又は払戻請求書なしで自動払込みができるものとします。</p> <p>3. 当行が本会員に明細（次条に定めるものをいいます。）の通知を行った後に、本会員が本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、又は会員がキャッシング1回払い若しくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規定に基づき当行に支払うべき手数料若しくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料若しくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、又は本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規定に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が前項に従い翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができるものとします。</p> <p>4～9（略）</p>	<p>第4章 お支払い方法その他</p> <p>第33条（約定支払日と自動払込み）</p> <p>1（同左）</p> <p>2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動払込みをする場合、当行は通常貯金規定にかかわらず、通常貯金通帳又は払戻請求書なしで自動払込みができるものとします。</p> <p>3. 当行が本会員に明細（次条第1項に定めるものをいいます。）の通知を行った後に、本会員が本規定末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、又は会員がキャッシング1回払い若しくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規定に基づき当行に支払うべき手数料若しくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料若しくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、又は本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規定に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が前項に従い翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができるものとします。</p> <p>4～9（同左）</p>
<p>第34条（明細）</p>	<p>第34条（明細）</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p><u>ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含みます。）及びキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」といいます。）を約定支払日の当月初め頃、当行所定の方法により、本会員に通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1. 当行は、「My JCB」及び「My Jチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</u></p> <p><u>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「My JCB」及び「My Jチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいいます。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月10日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとし、ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとし、なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。</u></p> <p><u>3. 当行が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、又は前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員及び家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員及び家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとし、</u></p> <p><u>4. 当行は、会員がキャッシング1回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を、明細とは別に、本会員の届出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望又は同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、利用内容を明らかにした書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用又は本会員が返済をした場合は変動します。</u></p> <p><u>5. 会員は、当行が本会員に交付する書面を、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。）に代えることができることを承諾するものとし、また、当行は、当行が定め、本会員に対して別途通知又は公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとし、なお、本会員が退会又は会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</u></p>
<p>第37条（保証債務）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 本会員が次のいずれかに該当する場合は、JCBは前項の保証債務履行前といえども、本会員に対し、事前に求償権の行使ができるものとし、</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 会員が第44条第4項各号の一にでも該当する場合。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>第37条（保証債務）</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3. 本会員が次のいずれかに該当する場合は、JCBは前項の保証債務履行前といえども、本会員に対し、事前に求償権の行使ができるものとし、</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <b>本</b>会員が第44条第4項各号の一にでも該当する場合。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p>第40条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)又は(6)にお</p>	<p>第40条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)又は(6)に</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>いては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)又は(12)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) カード改ざん、不正<b>使用</b>等当行がカードの利用を不相当と認めたととき。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11)第44条第4項(1)、(4)又は(8)の事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p> <p><u>(12)第44条第4項(2)の事由に基づき会員資格を喪失したとき。</u></p> <p>2. <u>前項(1)又は(12)に該当する場合には</u>、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金又は第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。</p>	<p>おいては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)又は(11)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) カード改ざん、不正<b>利用</b>等当行がカードの利用を不相当と認めたととき。</p> <p>(8)～(10) (同左)</p> <p>(11)第44条第4項(1)、(2)、(4)、(9)、(12)又は(13)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず</u>、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い又はボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金又は第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。<u>なお、前項(2)から(10)までに該当する場合には、前項の規定が優先して適用されるものとします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第40条の2(取引の制限等)</u></p> <p><u>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じとします。)を停止し、又は制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。</u></p> <p><u>(1) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部又は一部について延滞が発生している場合</u></p> <p><u>(2) 前号のほか、会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないときと当行が判断した場合</u></p> <p><u>(3) 会員が第11条の3に違反しているか、又は違反しているおそれがあると当行が判断した場合</u></p> <p><u>(4) 会員が第9条第1項に基づく資料の提出に応じなかった場合、又は第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶、遅延し若しくは十分な回答を行わなかった場合</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、会員が本規定に違反し、又は違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないときと当行が合理的に判断した場合</u></p>
<p>第44条(退会及び会員資格の喪失等)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 会員((5)又は(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)又は(8)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)又は(10)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)又は(9)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規定に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うとともに、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>第44条(退会及び会員資格の喪失等)</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4. 会員((5)又は(11)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(12)又は(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)又は(9)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)又は(13)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規定に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規定の定めに従い支払義務を負うとともに、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 会員が自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(8) 当行において、お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、また、その恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止し又は本会員に通知することによりお支払い口座が強制解約されたとき。</p> <p>(9) 本会員が、第36条第1項の保証を受けられなくなったとき。</p> <p>(10) 会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5～7 (略)</p> <p>8. <u>当行は、第4項又は第5項に該当しない場合でも、会員が本規定に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき又は会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。</u></p> <p>第45条（カードの紛失、盗難による責任の区分）</p> <p>1. <u>カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行又はJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行又はJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行又はJCBに提出した場合、当行は、本会員に対して当行又はJCBが届出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 会員が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて両社の信用を毀損し、又は両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。</p> <p><u>(8) 会員が自ら又は第三者を利用して、当行、JCB又は両社の委託先の役員若しくは従業員（以下総称して「役職員」といいます。）に対して、以下の①から⑤までのいずれかの行為をしたとき。</u></p> <p><u>① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動又は役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u></p> <p><u>② 長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含みます。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u></p> <p><u>③ 上記①②のほか、役職員の心身又は就業環境を害するおそれのある行為</u></p> <p><u>④ 法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u></p> <p><u>⑤ 上記①から④までのほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u></p> <p>(9) 当行において、お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、また、その恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止し又は本会員に通知することによりお支払い口座が強制解約されたとき。</p> <p>(10) 本会員が、第36条第1項の保証を受けられなくなったとき。</p> <p>(11) 会員が死亡したとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。</p> <p><u>(12) 会員が第11条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、会員が第9条第1項に基づく資料の提出に応じなかった場合又は第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、若しくは十分な回答を行わなかったとき。</u></p> <p><u>(13) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、若しくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、又はそれらのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>5～7 (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第45条（カードの紛失、盗難による責任の区分）</p> <p>1. <u>カードを紛失し、又は盗難若しくは詐取等されたことにより、他人にカード又はカード番号等を利用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含みます。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失又は盗難による場合をいいます。）、会員がカードの紛失若しくは盗難の事実又はそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行又はJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行又はJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行又はJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行又はJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカード又はカード番号等が利用されたものに係るカード利用代金を免除します。</u></p> <p><u>3. 会員は、カードを盗取した他人、又はカード若しくはカード番号等を</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 会員が第2条に違反したとき。</p> <p>(2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。</p> <p>(3) <u>会員又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。</u></p> <p>(4) <u>紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。</u></p> <p>(5) <u>会員が当行の請求する書類を提出しなかったとき、又は当行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。</u></p> <p><u>(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。</u></p> <p><u>(8) その他本規定に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。</u></p>	<p><u>利用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除きます。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u></p> <p>4. <u>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。</u></p> <p>(1) 会員が第2条に違反したとき。</p> <p>(2) 会員の家族若しくは親族（同居の有無を問いません。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼若しくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、又はこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」といいます。）がカード又はカード番号等を利用したとき。<u>なお、この場合、会員のカード又はカード番号等の管理に係る過失の有無及び会員の本規定への違反の有無を問わないものとします。</u></p> <p>(3) <u>会員が類似の過失を繰り返した場合若しくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員又は会員関係者の故意又は重過失によって紛失又は盗難が生じたとき。</u></p> <p>(4) <u>会員が当行若しくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、又は当行若しくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限られません。）に協力しなかったとき。</u></p> <p>(5) <u>第2項に定める通知、警察署への届出若しくは両社所定の紛失・盗難届、又は前号に定める書類若しくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、又は重要事項を告知していなかったとき。</u></p> <p><u>(6) 会員が前項に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) カード又はカード番号等の利用の際、登録された暗証番号又はその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいいます。以下同じとします。）が使用されたとき（ただし、暗証番号又はその他の認証情報の管理につき、会員に故意又は過失が存在しない場合を除きます。）。</u></p> <p><u>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失又は盗難が生じたとき。</u></p> <p><u>(9) その他本規定に違反している状況において紛失又は盗難が生じたとき。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第45条の2（カード番号等の不正利用）</u></p> <p>1. <u>カード番号等を紛失し、又は盗難若しくは詐取等（以下「紛失・盗難等」といいます。）されたことにより、他人にカード番号等を利用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含みます。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実若しくはカード番号等を他人に不正に利用された事実又はそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行又はJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行又はJCBの請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行又はJCBに提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に利用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u></p> <p>3. <u>他人が会員のカード番号等を不正に利用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第9条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとします。）から60日以内に、会員が前項に基づき当行又はJCBに対</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
	<p><u>して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に利用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、又はボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載に係る明細を基準とはしません。</u></p> <p><u>(1) 当行が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日</u></p> <p><u>(2) 当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日</u></p> <p><u>4. 会員は、カード番号等を盗取若しくは詐取した他人、又はカード番号等を利用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除きます。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとし、</u></p> <p><u>5. 第2項及び第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとし、</u></p> <p><u>(1) 会員が第2条に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 会員関係者がカード番号等を利用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理に係る過失の有無及び会員の本規定への違反の有無を問わないものとし、</u></p> <p><u>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合若しくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員又は会員関係者の故意又は重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</u></p> <p><u>(4) 会員が当行若しくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、又は当行若しくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限られません。）に協力しなかったとき。</u></p> <p><u>(5) 第2項に定める通知若しくは両社所定の紛失・盗難等届、又は前号に定める書類若しくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、又は重要事項を告知していなかったとき。</u></p> <p><u>(6) 会員が前項に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) カード番号等の利用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意又は過失が存在しない場合を除きます。）。</u></p> <p><u>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失又は盗難等が生じたとき。</u></p> <p><u>(9) その他本規定に違反している状況において、紛失又は盗難等が生じたとき。</u></p> <p><u>6. カードを紛失し、又は盗難若しくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を利用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u></p> <p><u>7. 当行は、前条及び本条に定めるカード利用代金の本会員による負担及びその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3か月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知又は公表のうえ当該変更を行うことがで</u></p>

# JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2024年4月1日改定)

改定前	改定後																																
	<u>きます。</u>																																
<p>第50条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）</p> <p>会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、又はカードの利用の制限<u>あるいは</u>停止に応じていただくことがあります。</p>	<p>第50条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）</p> <p>会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、又はカードの利用の制限<u>若しくは</u>停止に応じていただくことがあります。</p>																																
<p><u>2020年3月31日改定</u></p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>	<p><u>2024年4月1日改定</u></p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>																																
<p>【ご相談窓口】</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ <u>・ご相談</u>・この規定についてのお問い合わせ・ご相談及び、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。</p> <p>【JP BANK カードデスク】 0120-051-088 ※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4. 個人情報の開示・訂正・削除等のご請求については下記までお願いします。</p> <p>【ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口】 〒100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー ※ 手続きの詳細については、当行ホームページをご確認ください。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>【株式会社ジェーシービー お客様相談室】 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア</p> <p>5. カードの紛失・盗難等に関するご連絡は下記のJCB紛失盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p>【JCB紛失盗難受付デスク】 0120-794-082</p> <p>&lt;共同利用会社&gt; (略)</p> <p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 (略)</p> <p>●登録情報及び登録期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>C I C</th> <th>全国銀行個人信用情報センタ</th> <th>J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td>—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から<u>10年</u>を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑥ (略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センタ	J I C C	①～③ (略)	(略)	—	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間	—	⑤～⑥ (略)	(略)	—	—	<p>【ご相談窓口】</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ <u>(ただし、個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番5に従うものとします。)</u>、この規定についてのお問い合わせ・ご相談及び、支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。</p> <p>【JP BANK カードデスク】 0120-051-088 ※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4. 個人情報の開示・訂正・削除等のご請求については下記までお願いします。</p> <p>【ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口】 〒100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー ※ 手続きの詳細については、当行ホームページをご確認ください。</p> <p>5. <u>JCB及びJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。</u></p> <p>【株式会社ジェーシービー お客様相談室】 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア</p> <p>6. カードの紛失・盗難等に関するご連絡は下記のJCB紛失盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p>【JCB紛失盗難受付デスク】 0120-794-082</p> <p>&lt;共同利用会社&gt; (同左)</p> <p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 (同左)</p> <p>●登録情報及び登録期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>C I C</th> <th>全国銀行個人信用情報センタ</th> <th>J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td>—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から<u>7年</u>を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑥ (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センタ	J I C C	①～③ (同左)	(同左)	—	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間	—	⑤～⑥ (同左)	(同左)	—	—
	C I C	全国銀行個人信用情報センタ	J I C C																														
①～③ (略)	(略)	—	—																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間	—																														
⑤～⑥ (略)	(略)	—	—																														
	C I C	全国銀行個人信用情報センタ	J I C C																														
①～③ (同左)	(同左)	—	—																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間	—																														
⑤～⑥ (同左)	(同左)	—	—																														

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>※ (略)</p> <p><u>※ 上表の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡情報（第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。</u></p> <p>※ 上表の他、C I Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ (略)</p>	<p>※ (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※ 上表の他、C I C及びJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ (同左)</p>
<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>1. 毎月のお支払い元金 (表・略)</p> <p>* ゴールド会員の方は1万円以上1千円単位となります。 <u>(追加)</u></p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>2~3 (略)</p>	<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>1. 毎月のお支払い元金 (表・同左)</p> <p>* ゴールド会員の方は1万円以上1千円単位となります。 <u>※ お客さまに適用されるコース及び元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。</u></p> <p>※ (同左)</p> <p>※ (同左)</p> <p>2~3 (同左)</p>
<p>ショッピング分割払いのご案内</p> <p>1. 手数料率 実質年率15.00% [月利1.25%] <u>(追加)</u></p> <p>2~3 (略)</p>	<p>ショッピング分割払いのご案内</p> <p>1. 手数料率 実質年率15.00% [月利1.25%] <u>※ お客さまに適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。</u></p> <p>2~3 (同左)</p>
<p>ショッピングスキップ払いのご案内 (略)</p> <p>1. 手数料率 実質年率15.00% [月利1.25%] <u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>ショッピングスキップ払いのご案内 (同左)</p> <p>1. 手数料率 実質年率15.00% [月利1.25%] <u>※ お客さまに適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。</u></p> <p>2 (同左)</p>
<p>キャッシングサービスのご案内 &lt;資金用途/自由(ただし、事業資金は除きます。)&gt; (表・略)</p> <p>※ 海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2か月後又は3か月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間101日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は、<u>融資日</u>の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。 (略)</p> <p>&lt;繰上返済方法&gt; (表・略)</p> <p>※ 全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※ 一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位又は1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。</p> <p><u>※ 海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。</u></p>	<p>キャッシングサービスのご案内 &lt;資金用途/自由(ただし、事業資金は除きます。)&gt; (表・同左)</p> <p>※ 海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2か月後又は3か月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間101日、ただし暦による。)。この場合であっても、手数料は、<u>キャッシング日</u>の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。 (同左)</p> <p>&lt;繰上返済方法&gt; (表・同左)</p> <p>※ 全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※ 一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位又は1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。</p> <p><u>※ 金融機関・ATM保有会社等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</u></p>

# JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2024年4月1日改定)

## ■JP BANK JCB カード保証委託約款 (株式会社ジェーシービー) (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後																																
<p style="color: red; margin: 0;"><u>2020年3月31日時点</u></p> <p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p> <p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 (略)</p> <p>登録情報及び登録機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">C I C</th> <th style="width: 30%;">全国銀行個人信用情報センター</th> <th style="width: 40%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑥ (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>※上表の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡情報(第一回目不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間)が登録されます。</u></p> <p>※上表の他、C I Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ (略)</p> <p>(略)</p>		C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C	①～③ (略)	(略)			④ 官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間	—	⑤～⑥ (略)	(略)			<p style="color: red; margin: 0;"><u>2024年4月1日時点</u></p> <p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p> <p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。 (同左)</p> <p>登録情報及び登録機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">C I C</th> <th style="width: 30%;">全国銀行個人信用情報センター</th> <th style="width: 40%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (同左)</td> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑥ (同左)</td> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (同左)</p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>(削除)</u></p> <p>※上表の他、C I C <u>及び J I C C</u>については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ (同左)</p> <p>(同左)</p>		C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C	①～③ (同左)	(同左)			④ 官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間	—	⑤～⑥ (同左)	(同左)		
	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C																														
①～③ (略)	(略)																																
④ 官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間	—																														
⑤～⑥ (略)	(略)																																
	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C																														
①～③ (同左)	(同左)																																
④ 官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間	—																														
⑤～⑥ (同左)	(同左)																																

## ■ご利用代金明細に関する特約を廃止する規定 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p style="color: red; margin: 0;"><u>(新設)</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>(新設)</u></p>	<p style="color: red; margin: 0;"><u>ご利用代金明細に関する特約は、廃止します。</u></p> <p style="margin: 5px 0;"><u>附 則</u></p> <p style="margin: 5px 0;"><u>(実施期日)</u></p> <p style="margin: 5px 0;"><u>1 この規定は、2024年4月1日から実施します。</u></p> <p style="margin: 5px 0;"><u>(経過措置)</u></p> <p style="margin: 5px 0;"><u>2 この規定の実施の際、現にご利用代金明細に関する特約により明細の通知を受ける請求がある場合は、かかる請求については、なお同特約により取り扱うものとします。</u></p>

## ■スマリボ特約 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>第4条 (本サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規定第22条(ショッピングの利用)及び第24条(ショッピング利用代金の支払区分)第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定し</p>	<p>第4条 本サービスの内容</p> <p>1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1) 利用者が会員規定第22条(ショッピングの利用)及び第24条(ショッピング利用代金の支払区分)第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、<u>一部</u>の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2024年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>た場合、本サービスの適用は受けません。 (2)～(5) (略) 2 (略)</p>	<p>指定した場合、本サービスの適用は受けません。 (2)～(5) (同左) 2 (同左)</p>
<p>ショッピングリボ払いのご案内 1. 毎月のお支払い元金 (表・略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>※ (略) ※ (略) 2～3 (略)</p>	<p>ショッピングリボ払いのご案内 1. 毎月のお支払い元金 (表・同左)</p> <p><u>※ お客さまに適用されるコース及び元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。</u></p> <p>※ (同左) ※ (同左) 2～3 (同左)</p>

以 上